

東京港〈中央防波堤地区〉 景観ガイドライン



平成25年8月1日

目次

01 中央防波堤地区景観ガイドラインの目的.....	1
02 東京港の景観	2
03 中央防波堤地区の景観形成の基本方針.....	3
04 本ガイドラインにおける色の表示方法.....	5
05 ガントリークレーンの景観誘導指針.....	6
06 トランスファークレーンの景観誘導指針.....	8
07 建築物・工作物等の景観誘導指針.....	9
08 ガイドラインに基づく届出.....	12

01

中央防波堤地区景観ガイドラインの目的

●本ガイドラインの目的

首都圏のゲートウェイ（玄関口）である東京港の港口に位置する「中央防波堤地区」は、「東京港第7次改訂港湾計画」において、『良好な景観を形成する区域』として定められています。

中央防波堤地区は今後新規に開発が進められるため、港湾管理者には、港湾景観に関する基本的な考え方・方向性を示し、良好な港湾景観形成を誘導していくことが求められています。

そこで、自主ガイドラインとして東京都港湾局と港湾関係者等が連携して作成した本ガイドラインにより、中央防波堤地区における具体的な景観形成の方針を示すとともに、荷役機械の色彩基準を設け港湾施設の持つ機能美を際立たせていきます。これに基づき、都民や事業者、区と連携・協力しながら港の景観を適切に誘導していくことを目的としています。

●東京都景観計画との関係

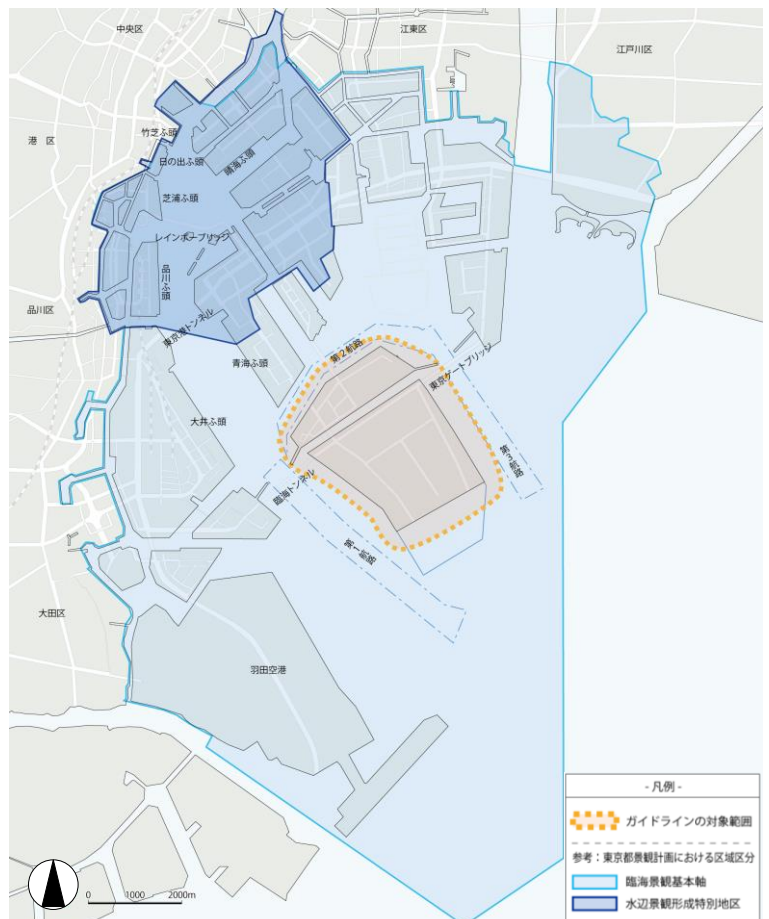
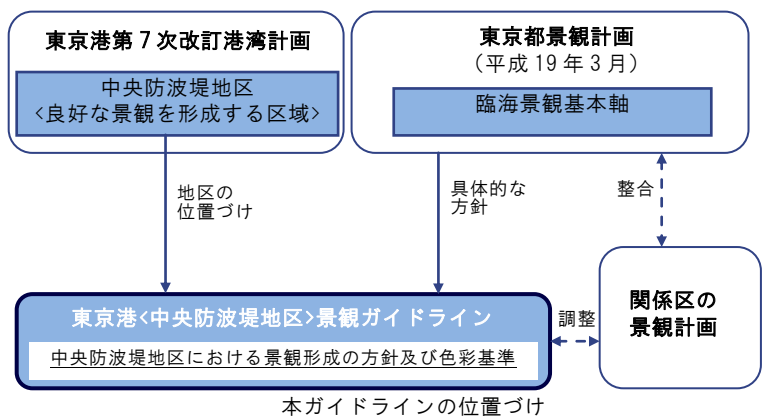
東京都は、景観法の施行及び平成18年1月の東京都景観審議会の答申を踏まえ、平成19年3月に「東京都景観計画」を策定しました。この中で、東京港については海域及び海と一体となって景観を作り出している陸域からなる「臨海景観基本軸」に大部分が位置づけられ、一部は、水辺の魅力の世界に発信していく上で特に重要な区域として「水辺景観形成特別地区」に指定しました。

本ガイドラインは、「臨海景観基本軸」内の中央防波堤地区において、地域の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示し、重要な景観要素でありながら景観法に基づく届出対象外の荷役機械も含めた、港湾施設の特徴に即した具体的な配慮の方法を解説するものです。

景観法に基づく届出等が必要な行為は、景観行政団体が景観計画に定めた景観形成基準への適合も必要です。

●ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの対象範囲は、今後埋立造成が計画されている範囲を含む、中央防波堤地区（右図オレンジ囲みの範囲）であり、対象施設は、ガントリークレーン、トランスファークレーン及び建築物・工作物とします。



ガイドラインの対象範囲（本図はおおむねの範囲を示したものです。）

02 東京港の景観

東京港は物流景観（機能）、都市景観（機能）、空港景観（機能）、緑の拠点・ネットワークに大別され、概ね湾岸道路を境界に、大きく内陸側を都市景観（機能）ゾーン、外海側を物流景観（機能）ゾーンに分けることができます。

●物流景観（機能）ゾーン

メイン航路である第一航路を中心とした水域（物流軸）があり、両岸には、大型のガントリークレーンが立ち並ぶ品川ふ頭、大井ふ頭、青海ふ頭や、今後整備が進む中央防波堤地区といった外貿コンテナ埠頭が連なっています。広大な水域に大型船舶が往来し、ダイナミックな貨物の荷役作業が眺められるゾーンとなっています。

●都市景観（機能）ゾーン

大規模な都市開発とともに、運河部では水辺空間が活用されており、それぞれの地区で都市開発が進んでいます。都市機能が水域に近接し、ヒューマンスケールの水域（人の顔や活動が認識できる規模）を中心に、人々の活動する様子が景観を特徴づけています。

●空港景観（機能）ゾーン

東京港の南西部には広大な面積を有する東京国際空港（羽田空港）が位置し、頻繁に離発着する航空機の姿は東京港の景観を特徴づけています。

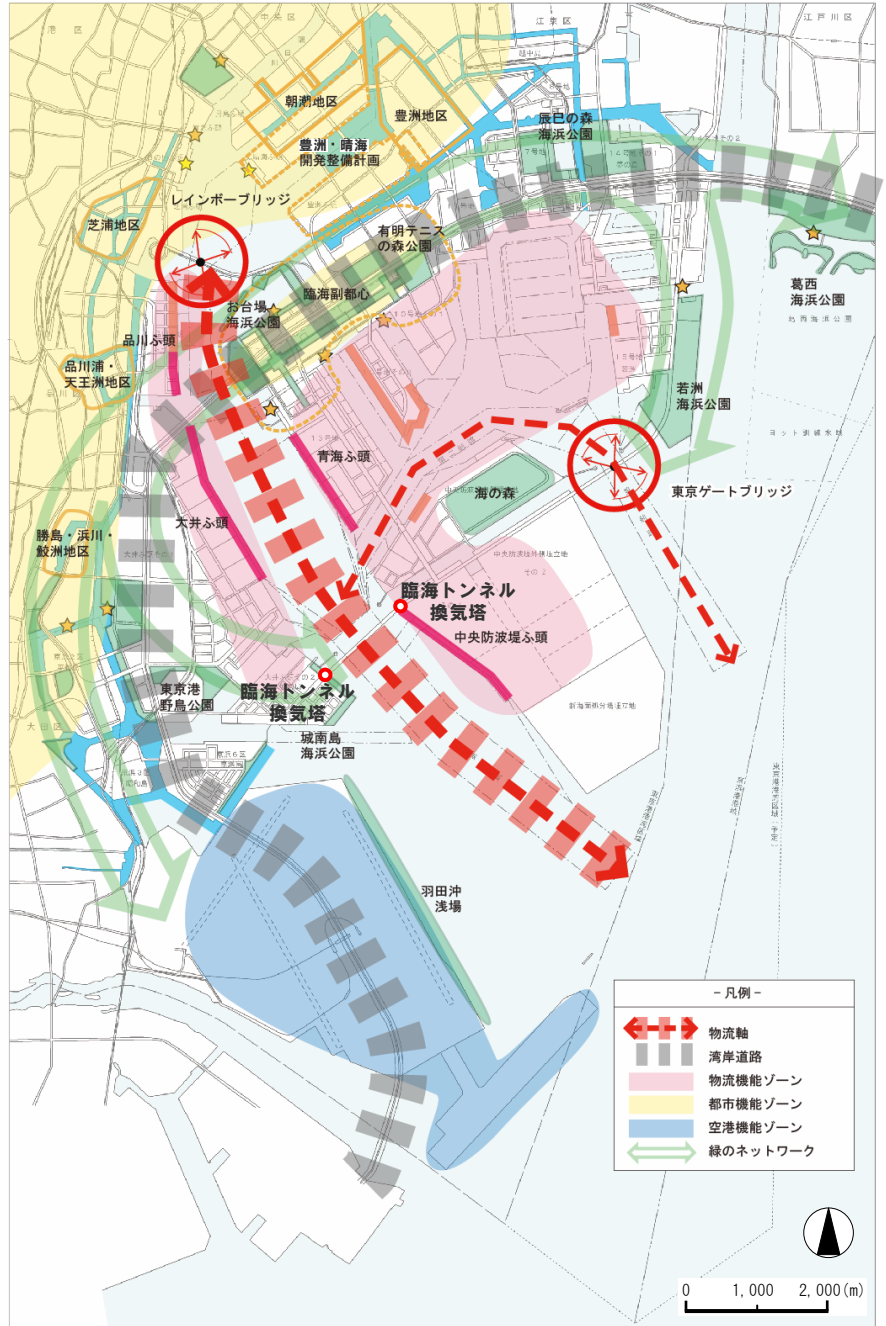
また、航空機は東京港を上空から眺める視点場でもあります。

●緑の拠点・ネットワーク

物流機能ゾーンと都市機能ゾーンは、緑のネットワークを挟んで隣接しています。国際都市東京を支える、物流機能と都市機能の双方の魅力を兼ね備えた場所が東京港であるといえます。

●ランドマーク・主要な視点場

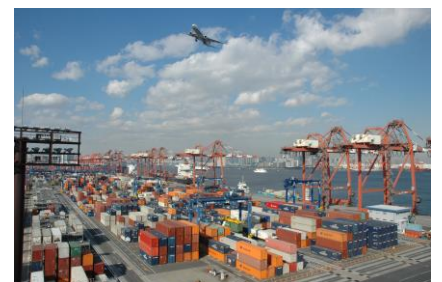
レインボーブリッジはもちろん、新たに整備された東京ゲートブリッジといった橋梁は、特徴的なランドマークとして景観資源になるとともに、東京港の景観を望む視点場となっています。



東京港の景観構造



係留された船（竹芝ふ頭）



港湾荷役が広がる風景（大井コンテナふ頭）

03

中央防波堤地区の景観形成の基本方針

中央防波堤地区は東京港の沖側、第一航路の東側に位置し、外内貿の一拠点として東京港の物流機能の一翼を担う重要な地区です。また品川、大井、青海と続くコンテナ埠頭の先端に位置することから、外内貿の船舶が東京港を最初に眺めるエリアとなっています。さらに、羽田空港を離発着する航空機からも眺められる、国際都市東京のゲートウェイというべきエリアとなっています。

東京港の景観構造における中央防波堤地区の特徴を踏まえ、中央防波堤地区における景観形成の方針を、以下のように定めます。

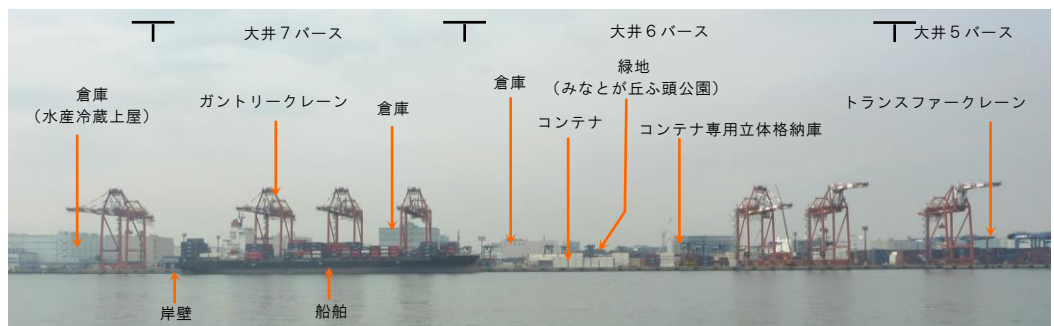
●景観形成の基本方針

国際都市東京のゲートウェイとして、見る人に躍動する東京の生き生きした様を伝えるべく、都市の動脈であるダイナミックな港湾の活動風景を中央防波堤地区の景観の主演として位置付け、観光資源としても捉え、港湾の活動を見せるための演出として各景観要素を誘導します。

中央防波堤地区の眺めの特徴

【海からの眺め】

中央防波堤地区の港湾が活動する様子（行き交う船舶や荷役の様子など）を最も印象深く眺めることができる視点場としては、第一航路を航行する船舶があります。



(参考) 海からみた大井ふ頭(岸壁から 600m 地点)

【空からの眺め】

中央防波堤地区は、東京国際空港（羽田空港）に近く、空港を離発着する航空機から眺められます。



(参考) 空からみた青海ふ頭周辺

【陸からの眺め】

陸上の視点場には道路からの眺めがあります。トラックの運転席や歩道等から複数の倉庫等の施設が同時に大きく眺められ、空が背景として大きな割合を占めています。



(参考) 道路からみた青海ふ頭周辺の倉庫群

●景観形成の基本的な考え方

- 港の本質である港湾の活動する様子(行き交う船舶や荷役の様子など)そのものを景観の主演として位置付けます。これを観光資源としても捉え、より引き立てるために、海と空からの見え方に配慮しながら各施設等の景観誘導を行います。
- 景観誘導項目等の検討に当たっては、港湾活動の妨げにならないのはもちろんのこと、港湾活動を行うための機能上の要請(規模や配置など)は積極的に尊重します。
- 本地区に位置する廃棄物処理施設や公園施設等は、周辺の景観と調和するように配慮していきます。
- 国際都市東京のゲートウェイとしての特性を踏まえ、シンボル性をもつ空間となるよう配慮していきます。

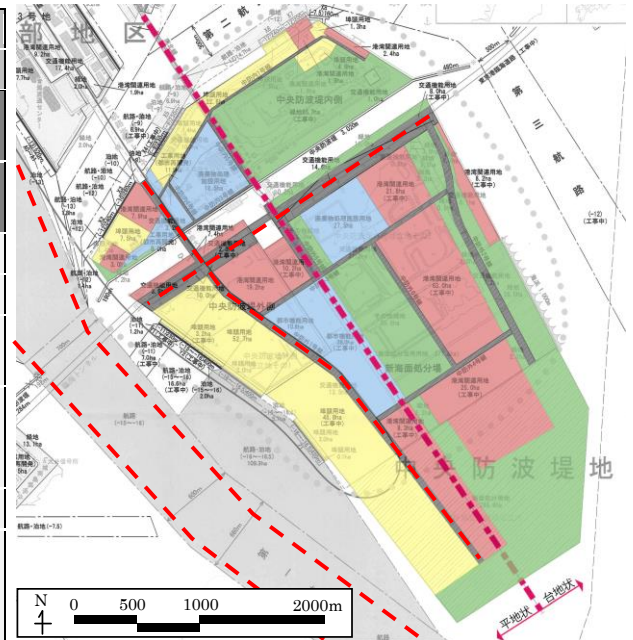
●施設別の誘導方針

前記の観点から、立地が想定される施設について、以下の方針で中央防波堤地区の景観を誘導します。

誘導対象施設は、ガントリークレーン、トランスファークレーン、管理棟、ゲート、メンテナンスショップ、倉庫・上屋等の建築物・工作物とし、景観誘導指針を設けます。特に景観に影響の大きな色彩については、景観計画とも連携を図り、良好な色彩景観の形成に向けた誘導を行います。

土地利用区分	施設等	施設等の誘導項目				
		規模	色彩	配置	高さ	形状
埠頭用地	ガントリークレーン	—	○	—	—	—
	トランスファークレーン	—	○	—	—	—
	管理棟	○	○	○	○	○
	ゲート	○	○	○	○	○
	メンテナンスショップ	○	○	○	○	○
	倉庫・上屋 (内貿ユニットロード)	○	○	○	○	○
港湾関連用地	倉庫・上屋	○	○	○	○	○
都市施設 (廃棄物処理施設用地、都市機能用地、工業用地)	廃棄物関係プラント等	○	○	○	○	○
交通機能用地	換気塔	○	○	○	○	○
緑地 (海の森、その他)	公園施設等	○	○	○	○	○
凡例 ○：本ガイドラインで基準を設ける項目 —：機能上の観点から一律の基準で景観誘導（制限）を行わない項目						

誘導対象施設と誘導項目について



中央防波堤地区の土地利用



中央防波堤地区のイメージ

04

本ガイドラインにおける色の表示方法

私たちは一般に色彩を赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現はとらえ方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、本ガイドラインでは、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(色合い)」、「明度(明るさ)」、「彩度(鮮やかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

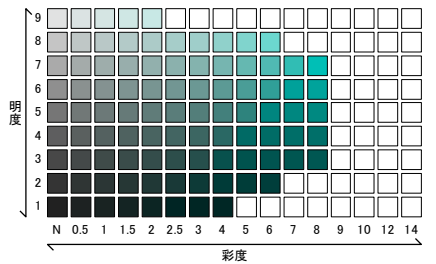
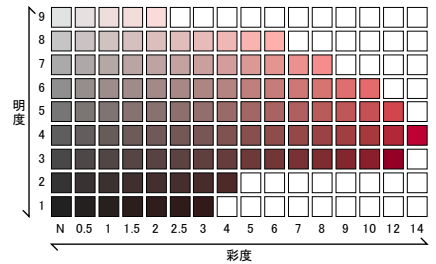
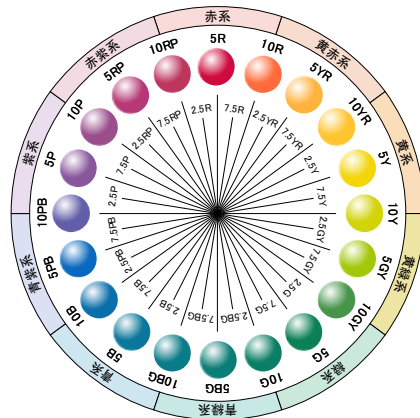
●**色相は**、色合いを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPはOR、10RはOYRと同意です。

●**明度は**、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●**彩度は**、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青は8程度です。

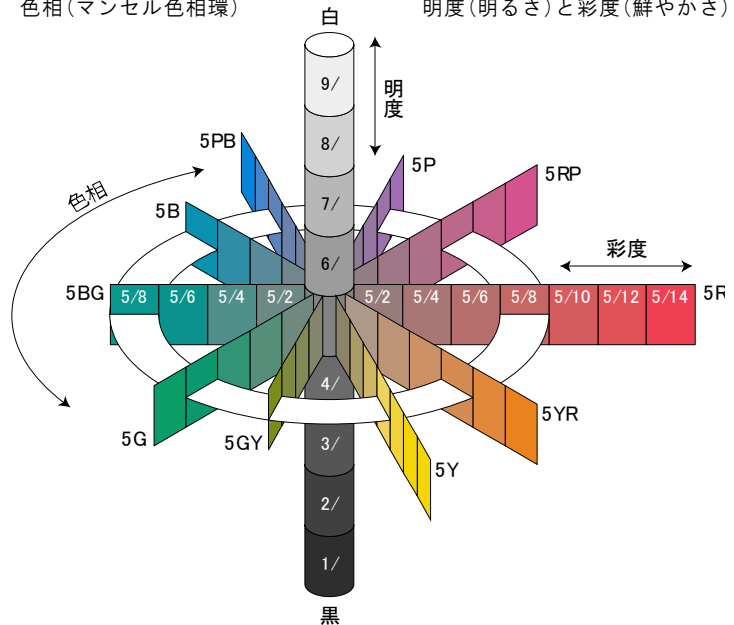
●**マンセル値は**、これらの属性を組み合わせる記号です。

例えば、都の木であるイチヨウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。

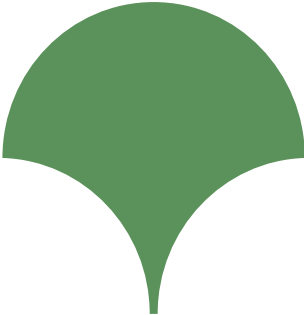


色相(マンセル色相環)

明度(明るさ)と彩度(鮮やかさ)




マンセル表色系のしくみ



緑のイチヨウの葉

じゅうじーワイ の ろく
10GY 5 / 6
色相 明度 彩度



黄葉したイチヨウの葉

ごワイ なな の はち
5Y 7 / 8
色相 明度 彩度

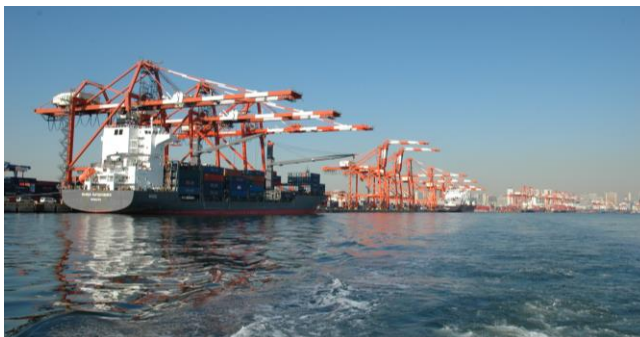
注：本ページの図表は、「東京都景観色彩ガイドライン」（東京都都市整備局）を参考に作成したものである。

05 ガントリークレーンの景観誘導指針

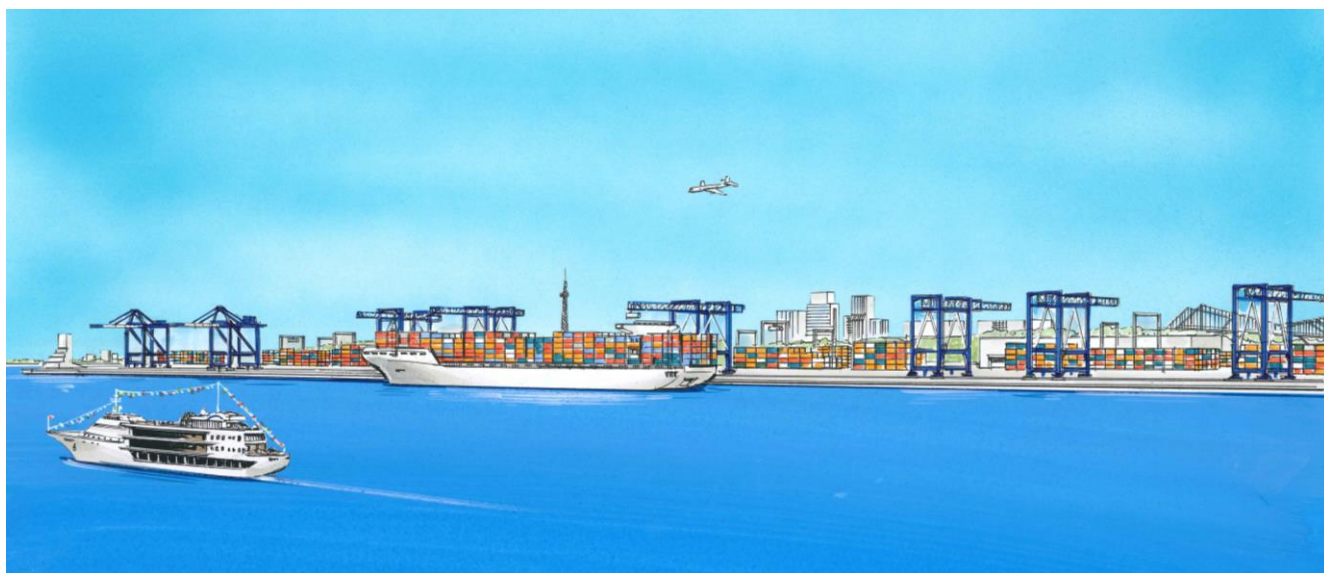
●景観形成方針

港湾の活動する様子そのものを景観の主演としていくうえで、コンテナ埠頭のガントリークレーンは代表的な存在です。また、中央防波堤の外側のガントリークレーンは国内初となるシャトルブーム式の導入が予定されており、東京港の新たな顔となることが予想されます。

コンテナ埠頭のガントリークレーンは、ダイナミックな機能美を際立たせる色彩とし、港湾の荷役作業における安全性に配慮しつつ、埠頭のまとまりのある景観形成を図ります。



大井ふ頭のガントリークレーン



ガントリークレーンを主演とした港湾景観形成のイメージ

●景観誘導基準

- ①バース毎にガントリークレーンの色彩が異なると煩雑な印象を与えるため、埠頭単位¹で色彩を統一します。
- ②中央防波堤の外側のガントリークレーンの色彩は、港湾景観のなかで主演として際立ち、船舶や航空機から眺められる東京の玄関口として東京港を印象づける色彩とし、海や空に映える鮮やかな青色（東京港ブルー：マンセル値 7.5PB3/10）とします。
- ③中央防波堤の外側のガントリークレーンの色彩は、これまでにない新しさが感じられ、かつ作業上の安全性や視認性にも配慮した配色や塗り方とします。配色は青色と白色（マンセル値 N9.5）の組み合わせとし、塗り方は構造的な特徴を活かして既存埠頭にはない新しいデザインとします。

※中央防波堤の外側に導入が予定されているガントリークレーン（シャトルブーム式クレーン、全高60m未満）は、航空法上の昼間障害標識の設置が必要となる対象には該当しません。しかし、安全性に配慮し、航空機からの視認性を考慮した色彩および塗り方としました。

¹埠頭単位とは、同一の利用形態で連続したコンテナターミナルの範囲のこととします。

●ガントリークレーンの色彩の考え方

色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

①眺めの主役を明確にしたメリハリのある配色

- ・港湾の活動する様子そのものを景観の主役とするという基本的な考え方にのっとり、特に海上からの視点に対して港湾の活動する様子を最も端的に表す「ガントリークレーン」を主役として位置付けます。
- ・その他の施設については、ガントリークレーン等の主役の背景、又は添景として位置付け、主役の色彩を考慮して設定しています。

②色彩が与える印象への配慮

- ・色彩には人の感受性に働きかける特質があることが知られています。赤が太陽、緑が木の葉といった現実の事物を連想させるほか、赤に怒り、緑に平和などの抽象的な連想も見られます。港湾の活動風景を演出するという基本方針に対して、こうした色が喚起する印象や感情を考慮しました。

③海と空、コンテナの色彩への配慮

- ・中央防波堤地区の第一航路からの眺めにおいては、海と空が大きく占めています。また、主役となるガントリークレーンの背後には、目を引くコンテナの色彩があります。ダイナミックな景観を創出するために、原色（高彩度色）に近い鮮やかな色を採用しました。
- ・海と空の色彩は、概ね右図の青枠の範囲に分布しています。海と空の色彩に対して映える色としました。
- ・コンテナの色彩は目立つ色（有彩色で中～高彩度、中明度の色彩）が多くあります。こうした誘目性の高い色彩に注意し、主役となる施設がコンテナの色彩に埋もれないような色としました。

④荷役作業や航空上の安全性に配慮した色彩

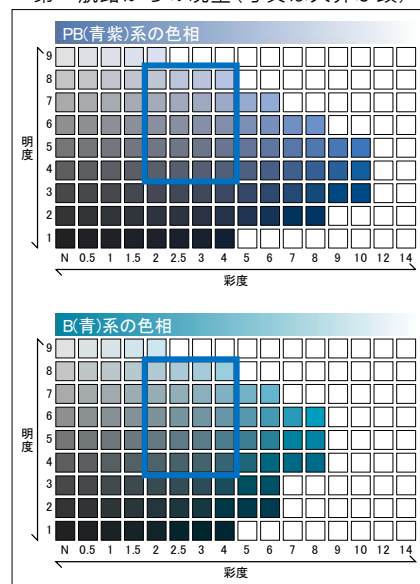
- ・荷役作業や航空機から見た場合の安全性に配慮し、視認性の高い色彩としました。具体的には、青空の明度の変化域である中明度と十分な明度差があり視認性が確保できる色としています。また、作業安全上特に視認性が求められる箇所については、注意喚起色（黄色等）を使用することができます。

属性種別	感情の性質	色	印象
色相	暖かい 積極的 活動的	赤	激情・怒り・歓喜・ 活動的・興奮
		黄赤	喜び・はしゃぎ・活 発さ・元気
		黄	快活・明朗・愉快・ 活動的・元気
	中性色	緑	安らぎ・くつろぎ・平 静・若々しさ
		紫	厳粛・優艶・神秘・ 不安・やさしさ
		青緑	安息・涼しさ・憂鬱
	寒色	青	先進的・清澄・理性 的・落ち着き・重厚
		青紫	洗練・神秘・崇高 高貴・気品
		青	

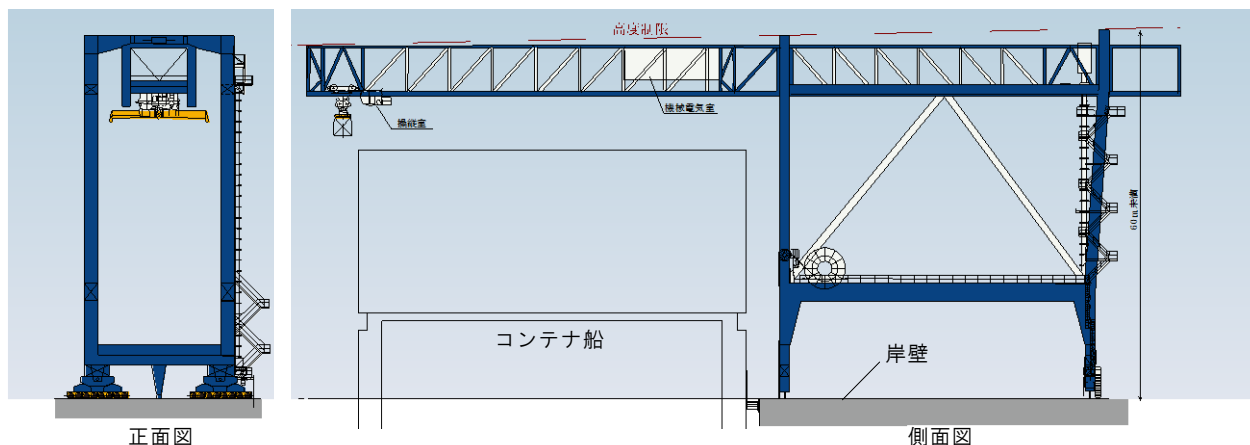
色と印象・感情の関係
(日本色彩学会編『色彩科学ハンドブック』より)



第一航路からの眺望(写真は大井ふ頭)



海と空の色彩分布



ガントリークレーンの色彩イメージ (青色：マンセル値 7.5PB3/10 白色：マンセル値 N9.5)
(図はあくまでイメージであり、今後の検討の状況により構造や塗り方が変更になる可能性があります。)

06

トランスファークレーンの景観誘導指針

●景観形成方針

埠頭内は色とりどりのコンテナが置かれ、荷役機械など港湾の活動する様子が一つの魅力となっています。

トランスファークレーンについては、モザイク状に仮置きするコンテナの帯締め・アクセントとして位置付けて、荷役作業の様子などを特色ある景観として創出します。



大井ふ頭のトランスファークレーン

●景観誘導基準

- トランスファークレーンの色彩は、設置者の選択によるものとしますが、上空や高所からの眺めに配慮し、バース単位で統一を図ります。

●トランスファークレーンの色彩の考え方

- 色とりどりで鮮やかなコンテナのなかで整然と色彩が統一されたトランスファークレーンは、荷役作業の活動の様子を際立たせます。既存の大井ふ頭や青海ふ頭のように、バース単位で色彩の統一を図ります。



クレーンと色とりどりのコンテナが織りなす埠頭内の景観



バース単位で使い分けられているトランスファークレーンの色彩（大井ふ頭）



東京みなと館から見た青海ふ頭

07

建築物・工作物等の景観誘導指針

●景観形成方針

中央防波堤地区は、第一航路を航行する船舶や空港を離発着する航空機から眺められます。

地区内で今後整備が想定される建築物、工作物等の適切な景観誘導を行い、海や空からの眺めに配慮した景観形成を進めます。

コンテナ埠頭用地内の倉庫・上屋等は、ガントリークレーン等と一体となって、埠頭全体のまとまりのある景観を創出します。

その他の用地に設置される建築物・工作物等は、周辺施設や周辺景観との調和に配慮し、開放感があり親しみの持てる景観を創出します。



埠頭背後の倉庫群（大井ふ頭）

●景観誘導基準

自主的なガイドラインとして、中央防波堤地区の港湾施設の特徴に即した具体的な配慮の方法を示します。下記の他に、景観法に基づく届出等が必要な行為は、景観計画における景観形成基準に適合する必要があります。

対象施設		景観誘導基準	
建築物 工作物	コンテナ埠頭 用地内	色彩 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の色彩基準に適合するとともに、ガントリークレーンの背景として目立つ色彩を避け、ガントリークレーン等の色彩との調和に配慮する。 ・隣棟間で色彩を揃えるなど敷地内で統一感を持たせる。
		配置	<ul style="list-style-type: none"> ・空からの見え方に配慮し、埠頭全体が整然とした印象となるように区画割りに配慮する。
		高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築群から突出しないように配慮する。
		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は色彩で変化をつけるなど、圧迫感の軽減を図る。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外設備は周囲から目立たない位置に配置したり、やむを得ない場合にはルーバーで覆うなど工夫をする。 ・緑化に当たっては、検査上の影響を及ぼさない樹種を適切に選定し配置する。 ・敷地の境界部には、建物や貨物等による圧迫感がないように柵や植栽などで修景を図るなど工夫する。
	その他の 地区内	色彩 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・海や空の色彩と調和した開放感や落ち着きのある色彩とする。 ・隣棟間で色彩を揃えるなど敷地内で統一感を持たせる。 ・換気塔等のランドマークになる施設は、周辺景観との調和に配慮し形状を活かした色彩とするなど配慮する。
		配置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の規模や向き、壁面を揃えるなどし、空からの見え方に配慮する。
		高さ・規模	（埠頭用地内の基準に同じ）
		形態・意匠	（埠頭用地内の基準に同じ）
		その他	（埠頭用地内の基準に同じ）
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面のうち高さ 10m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は、次の基準値以下とする。【色相 0.1R~10R の場合彩度 5 以下、色相 0.1YR~5Y の場合彩度 6 以下、色相 5.1Y~10G の場合彩度 4 以下、色相 0.1BG~10B の場合彩度 3 以下、色相 0.1PB~10RP の場合彩度 4 以下】※ ・建築物の外壁と類似の色彩を用いたり、外壁と共通性のあるデザインとするなど、建築物本体との調和に配慮する。※ ・建物の屋上への広告物の表示・設置は避ける。 		

※色彩基準について次ページ以降の考え方を参考にしてください。

●建築物等の色彩

●コンテナ埠頭用地内の色彩の考え方

コンテナ埠頭用地内の建築物等の色彩については、ガントリークレーンの背景として目立つ色彩を避けて、クレーン等の色彩との調和を図ることとします。

外壁色については、景観計画の色彩基準に適合するとともに、外壁の面積配分に応じて以下のような色彩を用いることとします。

①基本色（外壁各面の4/5以上）

・外壁各面の4/5以上は、景観計画の色彩基準に適合するとともに、目立つ色彩を避けて、ガントリークレーン等の色彩との調和に配慮した色彩を用いることとします。

②強調色（外壁各面の1/5以下）

・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5以下について強調色を用いることができます。

・強調色は、目立ちすぎずガントリークレーンや建築物全体の調和が図られるよう、基本色と類似の色相で、明度や彩度が著しく異なる色彩を用いるようにしてください。

③アクセント色（外壁各面の1/20以下）

・強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。

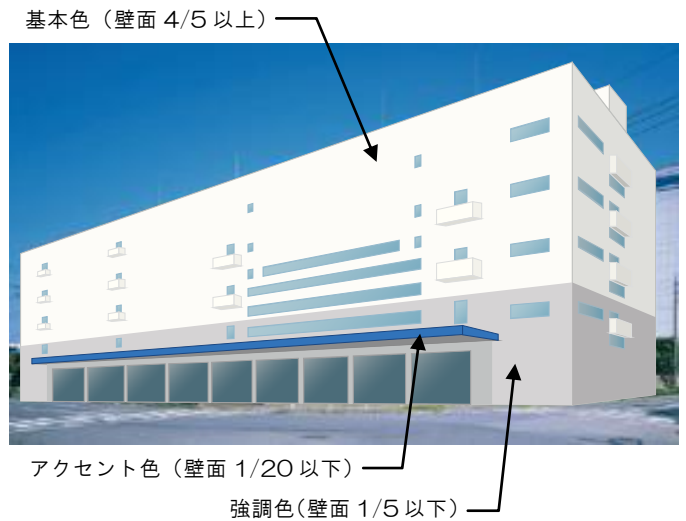
・アクセント色は、基本的に使用する色彩に制限を設けませんが、基本色に対して彩度差が著しく大きい色彩の使用は避けてください。

・ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以内とします。

●その他の地区内の色彩の考え方

埠頭用地以外の地区の建築物等の色彩については、海や空の色彩と調和した開放感や落ち着きのある色彩とします。

具体的には、外壁基本色（外壁各面の4/5以上）は、景観計画の基準に適合した色彩を用いることとします。



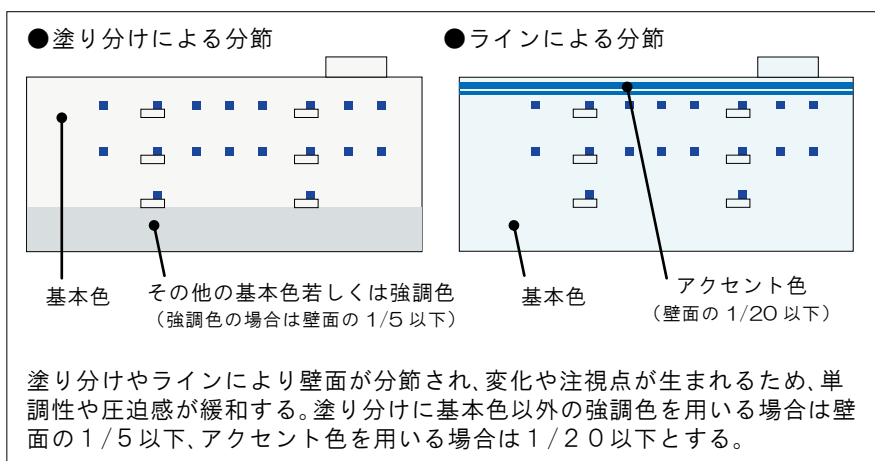
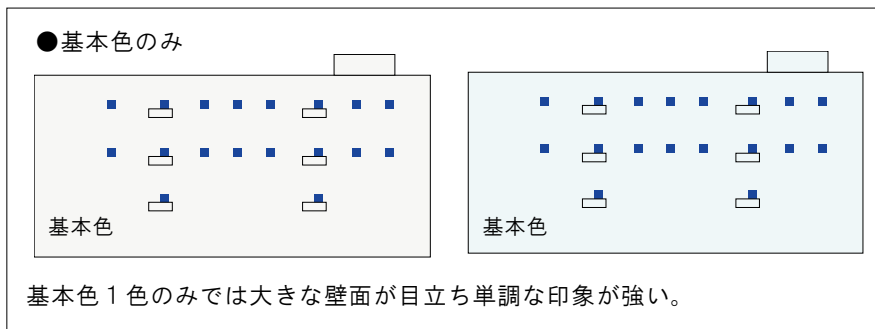
倉庫や上屋等の施設は、海上の視点からはガントリークレーンの背後に、群として眺められる。（写真は大井ふ頭）

●施設の単調性や圧迫感の緩和への配慮

倉庫や上屋等の港湾施設は、規模が大きく窓などが少ないことから、大きな壁面が目立ち、単調で変化に欠け、威圧感を与える場合があります。色を塗り分けたりラインを入れたりすることにより変化をつけることで、単調性や圧迫感を緩和することが考えられます。ただし、過剰な分節や塗り分けの色を使いすぎると逆に目立ってしまい、まとまりや秩序を欠くこととなりますので、塗り分けやラインの入れ方については、以下の点に配慮するようにしてください。

○塗り分け・ラインの入れ方

- ・面の塗り分けはまとまりを考慮し、基本色と、基本色をベースとした類似の色相で明度・彩度を変化させた色彩との2色程度としてください。
- ・ラインの多用は避けてください。



●自家用広告物の色彩

倉庫等に表示される企業の看板は、港においてはトラック運転手等の目印になるなど一定の役割を担っています。

しかし、企業のイメージ戦略やコーポレートカラーの表現などが過剰になると、周辺の景観から突出した派手な色使いになりかねません。景観の主役である港湾の活動する様子を引き立てるため、中央防波堤地区では、自主的に、企業の看板の色彩に配慮を行います。

そこで、一つの広告の範囲内には、彩度の基準値以内の色彩を2/3以上用いるようにしてください。



自家用広告物の色彩配慮イメージ
(一つの広告物の中で2/3以上は、彩度の基準値以内の色彩を用いる。)

08

ガイドラインに基づく届出

●必要な手続き

本ガイドラインでは、自主ガイドラインとして、対象範囲内における荷役機械（ガントリークレーン、トランスファークレーンに限る。）の設置、建築物や工作物の建設等の行為に対する景観誘導基準を示しています。

行為の種類に応じて、以下の手続きが必要になります。

- 中央防波堤地区のうち、中央防波堤の外側で荷役機械（ガントリークレーン、トランスファークレーン）を設置する際には、東京都港湾局への届出が必要です。

対象行為：新設・増設・改設・移転・外観の変更[修繕・模様替・色彩変更]

対象施設：ガントリークレーン、トランスファークレーン

対象範囲：中央防波堤地区のうち、中央防波堤の外側

規模：全て

届出様式：第1号様式（届出書）

第2号様式（届出内容に変更が生じた場合）

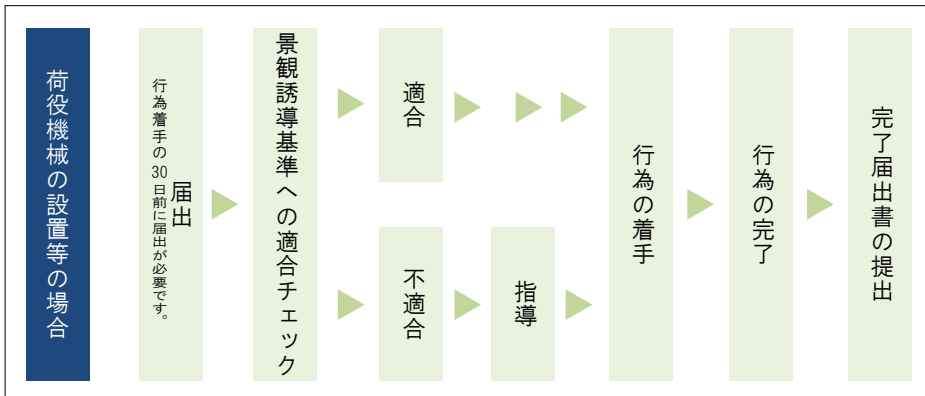
第3号様式（届出行為を完了又は中止した場合）

届出先：東京都港湾局港湾経営部経営課指導担当 都庁第二本庁舎8階南側 電話03（5320）5551

- 中央防波堤地区内で、建築物、工作物の建設等（新築・増築・改築・移転・外観の変更[修繕・模様替・色彩変更]）を行う場合には、景観計画に定めた景観形成の方針及び景観形成基準、本ガイドラインの景観誘導指針を考慮した良好な景観形成に配慮した計画・設計としてください。

●届出の進め方

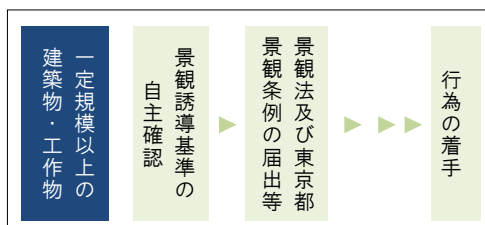
本ガイドラインに基づく、届出の流れは下図のとおりです。



届出の流れ

[参考] なお、一定規模以上（※）の建築物、工作物の建設等の行為については、景観法及び東京都景観条例に基づく届出が必要です。景観法及び東京都景観条例に基づく届出の規模に該当しない場合でも、景観計画に定めた景観形成の方針及び景観形成基準、本ガイドラインの景観誘導基準の内容を考慮した計画・設計としてください。

※景観法については景観行政団体が定めた届出規模以上、東京都景観条例については都市開発諸制度等を適用して計画される大規模建築物等



(参考) 景観法及び東京都景観条例の届出等対象における計画・設計の検討及び届出等の流れ

《 参 考 資 料 》

第1号様式（届出書）	参考-1
第2号様式（変更届書）	参考-3
第3号様式（完了（中止）届出書）	参考-4
東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドラインの検討経過	参考-5

東京港（中央防波堤地区）における行為の届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京港<中央防波堤地区>景観ガイドラインの規定により届け出ます。

※ 東京都受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(2面以上、彩色が施されたもので、日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)を記載した書類等を添付してください。
- 3 設計又は施行方法の変更については、別記第2号様式により変更の届出をしてください。
- 4 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

(日本工業規格A列4番)

1 行為の場所		(位置図参照)		
2 届出対象行為の種類、 設計又は 施工方法	届出対象行為		届出対象行為の内容	
	区分	新設・増設・改設・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
	種類			
	高さ	m		
	荷役機械の設置等	色彩のマンセル値	(本体) 色相()/明度()/彩度() 色相()/明度()/彩度() (注意喚起色) 色相()/明度()/彩度()	
3 行為の期間		着手予定日	年	月
		完了予定日	年	月
4 備考				

(日本工業規格A列4番)

東京港(中央防波堤地区)における行為の変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名

㊞

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

東京港<中央防波堤地区>景観ガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

1 東京港（中央防波堤地区）における行為の届出書 受付番号	年 月 日	第 号
2 行為の場所		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変更前	変更後
4 変更理由		

※ 東京都受付欄

(注意)

- ※欄には、記入しないでください。
- 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

(日本工業規格 A 列4番)

東京港(中央防波堤地区)における行為の完了(中止)届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者(事業主)住 所

氏 名



(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京港<中央防波堤地区>景観ガイドラインの規定に基づく東京港(中央防波堤地区)での行為について、下記のとおり

(完了
中止) したことを届け出ます。

1 東京港(中央防波堤地区)における行為の届出書受番号	年 月 日 第 号	
2 行為の場所		
3 行為の種類	<input type="checkbox"/> 荷役機械の設置等	新設・増設・改設・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
4 完了(中止)年月日	年 月 日	

※ 東京都受付欄

(注意)

- 1 []内の該当する項目を○で囲んでください。
- 2 ※欄には、記入しないでください。
- 3 竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。

(日本工業規格 A 列4番)

●東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドラインの検討経過

・本ガイドラインを作成するに当たり、東京都港湾局と港湾関係者等を委員とする「東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン検討会」を設置し、検討を行いました。

・東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン検討会の開催経過

平成 24 年 3 月 7 日 第 1 回検討会の開催

平成 24 年 4 月 19 日 第 2 回検討会の開催

・東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン検討会の委員

	所 属	役 職	氏 名
座長	東京都港湾局	技監	前田 宏
委員	社団法人東京港運協会 安全委員会	委員長	城田 健二郎
	東京倉庫協会	専務理事	竹口 誠三
	東京港定航船主会	海務専門委員	近森 茂雄
	外国船舶協会	専務理事	前田 耕一
	東京港埠頭株式会社	技術部長	山岡 達也
	国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所	所長	福西 謙
	東京都港湾局港湾経営部	部長	小宮 三夫
	東京都港湾局港湾整備部	部長	石山 明久
東京都港湾局	計画調整 担当部長	大釜 達夫	

・色彩の検討に当たっては、色彩計画家の吉田慎悟氏（東京都景観審議会委員）からアドバイスを頂きました。

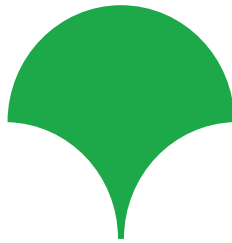
平成 25 年 8 月 1 日

東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン

発 行 東京都港湾局港湾整備部計画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 5612



東京都

Tokyo Metropolitan Government

※この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますので御注意ください。